

掛川市条例第7号

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年掛川市条例第38号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の1項を加える。

- 3 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により生じた事態に対処するための感染症予防等業務における第5条及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条	(2) 保健師又は看護師が家庭訪問又は保健指導に係る業務のうち、感染症に感染するおそれがある検体、注射針等に触れる機会のあるものに従事したとき。	(2) 保健師又は看護師が家庭訪問又は保健指導に係る業務のうち、感染症に感染するおそれがある検体、注射針等に触れる機会のあるものに従事したとき。 (3) 職員が新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務のうち、市長が別に定めるものに従事したとき。	
別表感染症予防等業務に係る特殊勤務手当の項	1日につき300円	第5条第1号又は第2号の業務	1日につき300円
		第5条第3号の業務	1日につき3,000円 （新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務に従事した場合にあっては、4,000円）

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年11月19日から適用する。